

都市公園から発信するまちの景観形成 —隣接施設・街路等と連携した都市公園の整備・管理ガイドライン（案）の作成—



環境研究部 緑化生態研究室 室長 松江 正彦 主任研究官 影本 信明

（キーワード） 都市公園、都市景観、景観法、景観重要公共施設、公共施設

1. 背景と経緯

美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を目指して、2004年6月に景観緑三法が制定された。都市公園は良好な都市景観を形成する中核的な施設として、緑と潤いのある都市づくりにとって必要不可欠な施設であり、関連する事業が相互に連携することにより、さらに良好な都市景観が形成されることが期待される。

この期待に応えるために、都市公園の整備・管理を担当する者には、都市公園の整備・管理に合わせて、公園周辺の地区や隣接施設等とどのように連携を図り、一体的な景観形成を実現していけばよいかについても、十分な検討を行うことが求められている。しかし、このような連携のあり方等について、その評価を含めて整理されたものはない。そこで、良好な事例の研究を通して、都市公園の整備・管理に関わる周辺地区や隣接施設等との効果的な連携の方針、留意点等についてとりまとめた。

2. ガイドライン（案）作成の概要

(1) 国内外事例の収集と事例集の作成

主として市街地において、都市公園が隣接施設や周辺と一体となって「開かれた」「美しい境界性をもつ」良好な都市景観を呈している事例を収集調査し、そのうち国内20事例及び国外10事例について事例集としてとりまとめた。

事例集は、まず「隣接施設等の一体化・連携の概要」を示した上で、「都市公園の概要」、「隣接施設等の概要」、「連携に関わる主な経緯」、「都市公園・隣接施設等の位置・景観の状況」、

「連携の内容」、関連資料の順で整理した。

(2) 都市公園の整備・管理方針の検討

事例調査の分析により明らかとなった、隣接施設や周辺と連携した都市公園の整備・管理を進めるに当たっての方針、留意事項等を、ガイドライン（案）としてとりまとめた。

ガイドライン（案）は、都市公園が、隣接施設等との幅広い多様な連携を通じて良好な都市景観形成に一層貢献できるようにすることを目的に作成したもので、自治体等の都市公園の整備・管理を行う担当者が、それぞれの地域の特性に応じた多様な連携のあり方を創意工夫しようとする際に活用していただくことをねらいとしている。

構成は、連携により良好な景観形成を実現するための一般的な留意事項を段階に分けて示した

「第1部 連携のステップ」と、連携する隣接施設の種類ごとにその留意点を示した「第2部 隣接施設に応じた連携」、およびこれら参考となる国内外の事例を収録した「事例集」とからできている。



写真1 定禅寺通緑地

3. 成果の公表

成果のガイドライン（案）は2009年8月に「国土技術政策総合研究所資料第542号」に同タイトルで発行し、国土技術政策総合研究所ウェブサイトにおいてもpdfファイルにて公開している。

<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0542.htm>